

こども計画の必須記載事項の追加及び指標の修正について

1 概要

令和7年（2025年）3月に策定した東海市こども計画は、子ども・子育て支援事業計画を内包する計画です。国の基本指針の改正により、市町村子ども・子育て支援事業計画に必須記載事項が追加されたため、必須記載事項について検討を行うものです。

また、指標の一部に誤りがあったため、基準値の数値を改めるものです。

2 必須記載事項の追加について

(1) 必須記載事項

国の基本指針の改正に伴う必須記載事項は、以下のとおりです。

ア 各年度における乳児等通園支援の量の見込み並びに実施しようとする乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期

イ 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

ウ 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容

エ 各年度の当該教育・保育提供区域における特定地域型保育事業所に係る第十九条第二号に掲げる小学校就学前子ども（満三歳以上限定小規模保育を利用するものに限る。）の必要利用定員総数（当分の間、各市町村の判断により、既に市町村子ども・子育て支援事業計画において定められた同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る教育・保育の量の見込みに満三歳以上限定小規模保育に係る必要利用定員総数を含めることとし、教育・保育の量の見込みに係る部分について、市町村子ども・子育て支援事業計画の変更を不要とすることも差し支えないもの）

(2) 追加記載事項

ア 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の量の見込みの算定にあたっての考え方

第5章4（17）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に「量の見

込みの算定に当たっての考え方」を追加しました。

〈量の見込みの算定に当たっての考え方〉

満3歳未満の小学校就学前のこどもの数から認可保育施設を利用しているこどもを除いた数を基本として、こども計画に関するアンケート調査結果や年齢区分等を勘案し、算定しています。

イ 乳児等のための支援給付における教育・保育等の一体的提供やその推進体制等の確保

第5章7に「乳児等のための支援給付における教育・保育等の一体的提供やその推進体制等の確保」を追加しました。

7

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 乳児等のための支援給付における 教育・保育等の一体的提供やその推進体制等の確保

乳児等通園支援事業は、全てのこどもの育ちを応援するため、就労要件を問わず一定時間の利用枠の中で、保育園等を利用できる制度で、同じ年頃のこども達が触れ合いながら家庭では得られない経験や家族以外の人と関わる機会となり、こどもが成長していくきっかけとなります。提供体制の確保に当たっては、公立施設だけでなく、民間保育事業者とも連携して実施します。

また、乳児等通園支援事業は、満3歳以上の児童を対象としていないことを踏まえ、幼稚園の満3歳児クラスの利用を促進するなど、教育・保育施設等と連携し、円滑な接続支援に取り組みます。

3 指標の修正について

基本目標5の成果指標「公立保育園、民間保育所などの待機児童数」について、第7次総合計画から「1年間で入所を希望しているが待機となった児童数(実人数)」を用いていますが、こども計画では第6次総合計画まで用いていた「1年間で入所を希望しているが待機となった児童数(4月1日及び10月1日現在の人数)」となっているため、上位計画である第7次総合計画との整合性を図り、基準値の数値を改めるものです。

○ 公立保育園、民間保育所などの待機児童数

正	誤
17人	8人